

会員の皆様に報告します。

副会長、基準法等改正対策本部長の木原碩美です。

ただいまの時刻は 2006/07/31 18:12:40 です。

本日 7月 31 日に第 10 回基本制度部会が開催され、建築設計者資格の改正案の決着がようやく付きました。

内容は添付文書に載せましたが、これまで国交省は迷走していましたが、ここにきてようやく実態に対応する改正として、JSCAの主張とおりの案となり、審議の結果それをパブリックコメント用の案とすることとなりました。

要約すると、一定規模以上の建築物においては、構造設計について高度な知識・技能を有する一級建築士(特定構造建築士(仮称))による構造設計図書作成と法適合性証明を義務付ける。

特定構造建築士は構造設計図書作成に一定以上の実務経験を有し、かつ、所定の講習を終了した者又はこれと同等の者とする。

上記の内容で決まったことは、JSCAの主張が一番再発防止に有効であり、これが内閣法制局の新資格は作らないという厚い壁を突き破る突破口となったこと。さらにはJSCAの粘り強い主張と、皆様方の応援が功をそうしたものであると思います。皆様応援ありがとうございました。

また、対策本部委員の皆様、支部・サテライト役員の皆様、日頃のJSCA活動が、国の制度を改正するにあたり、その主張を無視しえない存在に現になっているとの証明でもあります。今後もよろしく願います。

懸案事項がほぼ決着(設備に関しては現行の建築設備士をどう位置づけるか懸案になっている)したので、JSCA対策本部は、設計報酬の見直しが、告示 1206 を意匠、構造、設備毎に見直しをすることになっており、そこにパワーの相当部分を注いでいく方針です。皆様方におかれましてもその点御関心を持たれ、是非御意見をお寄せいただきたいと思います。重ねて、ありがとうございました。